

令和6年第1回  
西多摩衛生組合議会臨時会会議録

令和6年9月30日

西多摩衛生組合議会



# 令和6年第1回西多摩衛生組合議会臨時会

1 日 時 令和6年9月30日(月)午後3時00分

2 場 所 西多摩衛生組合大会議室

3 出席者 出席議員

1番 小川 龍美	2番 井上 一也	3番 高橋 洋子
4番 湖城 宣子	5番 阿部 悦博	6番 片谷 洋夫
7番 菅 勇真	8番 秋山 義徳	9番 池澤 敦
10番 山崎 貴裕	11番 川崎 善友	12番 佐藤 弘治

欠席議員

な し

正副管理者

管 理 者	橋本 弘山	副管理者	大勢待利明
副管理者	加藤 育男	副管理者	杉浦 裕之

西多摩衛生組合

事 務 局 長	山本 和晃	施 設 長	中島 勲
会 計 管 理 者	早野 正博		
総 務 課 長	大村 正仁	財務課長(兼)会計課長	古谷 浩明
計 画 管 理 課 長	石川 雄一	維持運転課長	太田 道雄
フレッシュランド西多摩総長(兼)企画調整担当	伊藤 義孝	フレッシュランド西多摩設備管理担当主幹	穴澤 和俊

構成市町職員

青梅市環境部長	川島 正男	羽村市産業環境部長	西尾 洋介
福生市生活環境部長	田村 清孝	瑞穂町住民部長	古川 実



令和6年第1回西多摩衛生組合議会  
臨時会議事日程

令和6年9月30日（月）  
午後3時00分 開議  
西多摩衛生組合大会議室

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 承認第1号  
専決処分の承認を求めることについて  
(西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)

日程第4 承認第2号  
専決処分の承認を求めることについて  
(令和6年度西多摩衛生組合補正予算(第1号))

日程第5 議案第4号  
(仮称)フレッシュランド西多摩改修工事(建築工事)請負契約について

日程第6 議案第5号  
(仮称)フレッシュランド西多摩改修工事(機械設備工事)請負契約について



○議長（佐藤弘治） それでは、皆さん、よろしくお願いいたします。

本日は、令和6年第1回西多摩衛生組合議会臨時会の通知を申し上げましたところ、公私共にお忙しい中、全員のご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

議員定数12名、出席議員12名、欠席議員0名、よって、定足数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまより、令和6年第1回西多摩衛生組合議会臨時会を開会いたします。

この際、理事者より発言の申し出がありますので、これを許します。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） 皆さん、こんにちは。議長のお許しをいただきまして、ごあいさつを申し上げます。

本日は、令和6年第1回西多摩衛生組合議会臨時会を招集申し上げましたところ、お忙しい中にもかかわらず、全員の議員の皆様方にご出席を賜り、開催できますことを厚く御礼申し上げます。

議員各位におかれましては、それぞれ構成市町の議員としてご活躍をいただいているところでございますが、同時に当西多摩衛生組合の議員としても、ご尽力をいただいておりますことを改めて感謝を申し上げます。

さて、組合の事務事業の状況であります。まず、環境センターでの可燃ごみの処理につきまして申し上げますと、令和6年度8月までの構成市町ごみ搬入実績は、約2万4,700トンで、令和5年度と比較いたしますと、約98トン、0.4%の増加となっております。

環境センターでのごみ焼却処理に当たりましては、広域支援の有無に関わらず、公害防止設備をはじめ、施設の維持管理に万全を期し、法律で定められた環境基準、並びに地域住民との間で締結しております公害防止協定を遵守しながら、安全かつ衛生的に処理を行っているところであります。

また、本年1月1日に発生した、令和6年能登半島地震の被災地を支援するため、石川県内の輪島市、及び珠洲市の災害廃棄物の一部の受入れを今月27日より開始し、今後も継続していく予定でございます。当組合といたしましては、微力ながら、石川県並びに能登地方における復興の一助に貢献できたらと考えております。今後の対応等につきましては、後ほど、議員全員協議会の中でご報告をさせていただきます。

次に、フレッシュランド西多摩改修事業の進捗状況でございますが、度重なる入札不調により、事業進捗に遅れが出ていることについては、議会をはじめ多くの方に大変ご心配をおかけをしておりますが、この度、契約における目途が立ったことから、本臨時会に議案として提出をさせていただいているところでございます。

フレッシュランド西多摩の改修につきましては、契約後、速やかに工事に着手し、天然温泉を取り入れた魅力溢れる地域の憩いの場として整備し、お待たせをしております利用者の皆様に安心して来館していただける施設を提供できますよう努めてまいりたいと考えております。

なお、今次臨時会には、専決処分の承認案件2件、契約案件2件、合わせて4件の議案をご提案申し上げます。いずれも、重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご承認・ご決定いただきますよう、お願いを申し上げ、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤弘治） 以上で、管理者の発言は終わりました。

これより、議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元にご配布いたしましたとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。  
日程第1「会議録署名議員の指名について」の件を議題といたします。

会議録署名議員の指名は、議会会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

7番 菅 勇真 議員

8番 秋山 義徳 議員

以上、2名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、事務局長から報告いたします。山本事務局長。

○事務局長（山本 和晃） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本臨時会の招集通知につきましては、令和6年9月20日付け、西衛発第359号で、令和6年第1回西多摩衛生組合議会臨時会を招集した旨、管理者より議長あてに通知があり、これを受理してございます。

次に、臨時会の会期でございますが、提出案件の件数、また、その内容等を考慮いたしまして、本日1日限りとお諮りすることでさせていただきたいものです。よろしくお願い申し上げます。

次に、日程でございますが、既にお手元にご配布しておりますとおりの議事日程で進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本臨時会における議事説明員として、正副管理者、会計管理者及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことを、ご報告申し上げます。

以上です。

○議長（佐藤弘治） 以上で、報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおりの進めですので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第2「会期の決定について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次、臨時会の会期については、9月30日、1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） ご異議なしと認めます。よって、会期については、本日1日限りとすることに決定いたしました。

これより、議案審議に入りますが、議会会議規則第33条の規定により、原則、質疑は同一議員につき同一議案について3回までとなっております。なお、1回の発言につき、質疑内容が多岐にわたる場合は、同条ただし書きの規定により、一発言につき3問までとし、質疑を分けて発言することを許しますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、日程第3、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま、議題となりました承認第1号「専決処分の承認を求めること」につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、令和5年の東京都人事委員会勧告に準じ、令和5年12月以降、給与改定を実施した構成市町の動向に合わせ、「西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例」の一部を改正する必要が生じま



したが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分させていただいたもので、同法第 179 条第 3 項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものであります。

当組合の職員給与につきましては、従前より羽村市の給与制度に準じて定めていることから、本案につきましても、同様の内容にて専決処分を行ったところであります。

改正の内容につきましては、お手元に配布しております承認第 1 号、及び附属資料のとおりであります。東京都人事委員会勧告に準じた改正では、一般職給料表（1）における、高卒、短大卒、大卒の初任給を、7,900 円から 8,300 円の範囲で引き上げております。この改定に伴い、初任層に重点を置き、一般職給与表（1）及び（2）の全給、全号俸について、定年前、再任用、短時間勤務職員も含めまして、引き上げを行っております。

次に、諸手当の改定では、勤勉手当の年間支給月数を 0.1 月引き上げるため、6 月、12 月期の支給率をそれぞれ 100 分の 107.5 から、100 分の 11.2 に改めております。

次に、羽村市に準じた改正では、地域手当の支給割合について、令和 6 年度に限り、100 分の 8.8 とするとともに、部長相当職における管理職手当を 5%減額する暫定措置の期間を令和 7 年 3 月 31 日まで延長しております。

なお、この条例は公布の日である令和 6 年 3 月 15 日から施行し、初任給及び給与表の改正につきましては、令和 5 年 4 月 1 日から、勤勉手当の支給月数の改正につきましては、令和 5 年 12 月 1 日から適用しております。

以上、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いをいたします。

議長、すみません。失礼しました。私、今読みました中で、勤勉手当の年間支給月数を 0.1 月引き上げるため、6 月、12 月期の支給率をそれぞれ 100 分の 107.5 から、100 分の 11.2 と発言しましたけれども、112.5 に改めておりますということで、訂正をさせていただきます。失礼をいたしました。

○議長（佐藤弘治） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） 以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、承認第 1 号「専決処分の承認を求めることについて（西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」の件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

次に、日程第 4、承認第 2 号「専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号））」の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま、議題となりました承認第2号「専決処分の承認を求めること」につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、（仮称）フレッシュランド西多摩改修工事に係る契約事務を進めるため、工事請負費を増額する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）を専決処分させていただいたもので、同法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものであります。

補正予算の内容であります。歳入歳出それぞれ1億8,900万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を25億5,700万円に変更しようとするものであります。

まず、歳入予算では、フレッシュランド西多摩改修工事の建築工事の入札の不成立に伴い、継続費の令和6年度分の年度割額が減少したことなどにより、本事業に係る組合債を減額補正しております。

次に、歳出予算では、歳入予算と同じく継続費の令和6年度分の年度割額が減少したことなどにより、余熱利用施設事業費において、管理委託料と改修工事費を減額補正しております。

なお、補正予算の細部につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤弘治） 古谷財務課長。

○財務課長（古谷浩明） それでは、令和6年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）の補正予算書のご説明を申し上げます。補正予算書をご覧ください。

恐れ入ります。1ページをお開き願います。

まず、総則でございますが、第1条第1項は、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1億8,900万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を25億5,700万円と定めものでございます。

第2項は、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正に定めたものでございます。

第2条は、継続費の補正は、第2表、継続費補正に定めたものでございます。

第3条は、地方債の補正は、第3表、地方債補正に定めたものでございます。

恐れ入ります。2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますが、第6款組合債は、1億8,900万円減額いたしまして、3億4,900万円と定めたものでございます。

歳入合計は1億8,900万円を減額いたしまして、25億5,700万円と定めたものでございます。

次に、歳出でございますが、第4款余熱利用施設事業費は、2億5,138万3,000円を減額いたしまして、5億1,151万2,000円と定めたものでございます。

第6款予備費は、6,238万3,000円増額いたしまして、1億4,013万3,000円と定めたものでございます。

以上、歳出合計は、1億8,900万円を減額いたしまして、25億5,570万円と定めたものでございます。

第2表、継続費補正でございます。

継続費の変更の事業につきましては、第4款余熱利用施設事業費、第1項余熱利用施設費で、事業名は、（仮称）フレッシュランド西多摩改修事業において、総額は、1,447万円を増額し、9億3,147万円で、令和6年度が4億6,603万5,000円、令和7年度は4億6,543万5,000円と定めたものでございます。

この継続費補正については、令和6年7月に、（仮称）フレッシュランド西多摩改修工事の建築工事

の入札が不成立となり、継続費補正を定めたものでございます。

3ページをご覧ください。

第3表は、地方債補正でございます。

これは、(仮称)フレッシュランド西多摩改修事業債で、地方債の限度額を1億8,900万円減額し、3億4,900万円と地方債補正を定めたものでございます。

恐れ入ります。6、7ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書を、ご説明申し上げます。

6ページの総括は、2ページの第1表と同様なので、7ページよりご説明申し上げます。

7ページの歳入でございます。

第6款組合債は、1億8,900万円を減額し、3億4,900万円でございます。

これは、(仮称)フレッシュランド西多摩改修事業の継続費の年度割額が変更したことなどによる減額でございます。

歳入合計は、1億8,900万円を減額し、25億5,700万円でございます。

8ページをご覧ください、歳出でございます。

第4款余熱利用施設事業費は、2億5,138万3,000円減額いたしまして、5億1,151万2,000円でございます。

これは、12節委託料、14節工事請負費において、フレッシュランド西多摩改修工事の建築工事の入札の不成立に伴い、フレッシュランド西多摩改修工事の総額は、増額いたしましたが、継続費の令和6年度分の年度割額が減少したため、(仮称)フレッシュランド西多摩改修工事の監理委託料を958万6,000円、改修工事費を2億4,179万7,000円減額としております。

次に、第6款予備費は、6,238万3,000円増額いたしまして、1億4,013万3,000円でございます。

以上、補正額合計、1億8,900万円を減額いたしまして、歳出の合計は、25億5,700万円でございます。

恐れ入ります。10、11ページをお開き願います。

継続費についての事業の進行状況等に関する調書でございます。

次に、12ページをご覧ください。

地方債に関する調書ございまして、右側、一番下の欄にございます7億4,379万5,000円が、令和6年度末における地方債現在高の見込額でございます。

以上が、承認第2号、専決処分の承認を求めることについての令和6年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)の説明とさせていただきます。

以上です。

○議長(佐藤弘治) 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。2番、井上一也議員。

○2番(井上一也) 2番、井上でございます。1点質問させていただきます。

この予算の補正なのですが、全体的に見ると、どちらかというとマイナスが多いかなというようなことで考えております。ただ、フレッシュランドの改築工事、改築の事業の関係で、最終的には1,447万円がプラスになっているというようなことで、それらのことで、ちょっと1点、その辺が、先ほどちょっと説明があったのですが、その辺が増えている、それが今年度は減額しているけれど、来年度は、その部分また増加していくというような、そのような考え方でよろしいでしょうかというようなちょっと

確認をさせていただきます。

あと、1,447万円、最終的には、3市1町で分賦金の方に、最終的にはこちらの方で跳ね返るといような形になるのでしょうかというような、ちょっとその当たり、その2点について伺いたいと思いますので、お願いします。

○議長（佐藤弘治） 古谷財務課長。

○財務課長（古谷浩明） 2点ほど質問いただきました。まず、1点目なのですが、令和6年度分のフレッシュランドの改修事業費は減額になり、令和7年度分については、増額になります。

2点目につきましては、1,447万円は最終的にどうなるか。井上議員がおっしゃるとおり、最終的には構成市町の分賦金が増額になります。

以上です。（「ありがとうございます。」と井上議員の声あり）

○議長（佐藤弘治） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） 以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（令和6年度西多摩衛生組合補正予算（第1号））」の件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認いたしました。

次に、日程第5、議案第4号「（仮称）フレッシュランド西多摩改修工事（建築工事）請負契約について」の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。

橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま、議題となりました議案第4号「（仮称）フレッシュランド西多摩改修工事（建築工事）請負契約について」ご説明申し上げます。

本案は、当組合が作成した、今後の組合運営の方向性に基づき、フレッシュランド西多摩改修事業の一環として実施するもので、建築工事請負契約を締結しようとするものであります。

契約の目的は、（仮称）フレッシュランド西多摩改修工事（建築工事）、契約の方法は、随意契約、契約金額は3億360万円、契約の相手方は、東京都青梅市今井3丁目6番地17、井戸鉄建株式会社、代表取締役社長、井戸功誠、契約の期間は、令和6年10月1日から令和7年9月30日までとしております。

なお、議案第4号の細部につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

○議長（佐藤弘治） 古谷財務課長。

○財務課長（古谷浩明） それでは、議案第4号、附属資料①の見積経過調書をご覧ください。

2の契約の方法については、随意契約としております。

随意契約とした理由としては、この改修工事については、3回の入札を行い、3回目については、建築工事、機械設備工事、電気設備工事及び外構工事の分離発注方式を採用して入札を行いました。

建築工事以外の3工種については、入札は成立いたしましたが、建築工事は不成立となりました。

このため、建築工事以外の3工種の工事は、契約するための準備ができていること。また、2回目、3回目の入札において、建築工事では、指名条件である監理技術者を有している業者を、全て指名し、競争入札とした結果、現在、井戸鉄建株式会社のみ監理技術者を確保し、工事をするための準備ができている業者が1者のみとなり、残りの全ての指名業者の辞退理由が、手持ちの工事が多く、監理技術者の確保ができない理由となっております。

このため、地方自治法施行令に基づき建築工事については、随意契約としております。

開札結果につきましては、消費税を除く金額では、2億7,600万円でございます。

以上、議案第4号、附属資料①の見積経過調書までの説明とさせていただきます。

○議長（佐藤弘治） 伊藤フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長（伊藤義孝） 続きまして、議案第4号、附属資料②、1ページをご覧願います。

お手元の資料に基づき、工事概要について、ご説明いたします。

項目1、工事件名は、（仮称）フレッシュランド西多摩改修工事（建築工事）でございます。

項目2、工期は、本日、議決をいただきましたら早急に本契約を締結し、令和6年10月1日から令和7年9月30日まででございます。

項目3、工事の場所は、羽村市羽4225番地ほかで、項目4、敷地面積は、全体で2万209.01平方メートル、うち、羽村市所在地が1万3,235.46平方メートル、瑞穂町所在地が6,973.55平方メートルでございます。

項目5、用途地域では、羽村市側は市街化調整区域、瑞穂町側は第1種低層住居専用地域となっております。

項目6は、既存施設の基本情報でございます。

（1）延床面積は全体で2,751.95平方メートル、そのうち、今回の改修工事の対象範囲は、ア・温浴施設1,501.34平方メートル、及びイ・多目的施設836.77平方メートルでございます。

（2）建物構造及び施設は、工事対象となるア・温浴施設、イ・多目的施設ともに、鉄筋コンクリート造でございますが、多目的施設は一部鉄骨造となっております。

次の項目7からは、建築工事の概要となります。

（1）改修後の延床面積は、既存延床面積に対し、174.37平方メートル増の2,926.32平方メートルとなります。これは主に、露天風呂スペースの拡張や、機械室棟の増築によるものでございます。

（2）は、温浴施設の改修内容で、まず、ア・浴室まわりのうち、（ア）浴槽水の変更は、今回の改修事業の柱となる、天然温泉の導入を図るものでございます。

これに伴い（イ）内風呂の改修では、浴槽をシンプルな長方形とし、ろ過循環方式の天然温泉100%の湯船といたします。

2ページをご覧いただき、（ウ）洗い場の改修では、浴室の出入口付近に、かけ湯とシャワースペースを新設。洗い場の数は、陽の風呂・月の風呂ともに既存の14から20に増設し、利便性を向上いたします。

(エ) サウナ室の改修では、オートロウリュを備えたフィンランド式サウナの導入により、他施設との差別化を図り、最大で18人ほどがご利用できるスペースに拡張いたします。

また、(オ) 水風呂の設置では、サウナ室の出入口付近に、シャワーと、快適な水温管理が可能な水風呂を新設いたします。

(カ) 露天風呂の改修では、内湯同様に天然温泉を導入。あわせて露天面積を拡張し、サウナ後のととのいスペースを確保しております。

そのほか、(キ) のとおり、脱衣室、リネン倉庫の仕上材等の改修を行ってまいります。

続きまして、イ・機械室棟の増築は、既存の機械室とは別に、本建築工事において天然温泉導入のための機械室を新たに設けるもので、棟内部に設置する温泉用の貯湯槽や、昇温装置などは、別途発注する機械設備工事により整備してまいります。

ウ・貸切風呂は、既存の福祉風呂を改修し、ろ過循環設備を導入。障害の有無にかかわらず、広くご利用できる貸切風呂へと改装し、エ・リラックススペースは、既存のトレーニングルーム及びリラックスマールの仕上材を改修してまいります。

次に、オ・その他工事として、(ア) ホール・廊下では、天井・壁・床面等の内装仕上げのほか、物販スペースの設置を、(イ) 屋外テラスでは、床面をタイル材に張替え、(ウ) 食堂厨房では、大広間側のスペースを改装し、配膳窓口を新設して、利便性向上を図ってまいります。

次に、(3) 多目的施設(体育館)の改修でございますが、屋外サービス用機材を格納する倉庫を新設するほか、更衣室の天井張替等を行うものでございます。

以上が、主な工事概要となりますが、次のページからは、建築工事の図面を添付させていただいております。

まず、3ページには、建屋改修の全体を示す平面図、4ページには、浴室まわりの改修前後の平面図、5ページには、内風呂、露天風呂、サウナ室、貸切風呂の平面図、6ページには、ホール、廊下、食堂まわりの改修前後の平面図、7ページには、温浴施設の仕上概要図、8ページには、増築する機械室棟の平面図を添付しております。

これら図面の内容につきましては、本年1月開催の組合議員全員協議会でご提示しました、(仮称)フレッシュランド西多摩改修事業(設計変更案)と変更はございません。

説明は、省略させていただきます。

なお、議案第4号、附属資料③のとおり、関連工事として、別途、電気設備工事、機械設備工事及び外構工事の契約を予定しております。

以上をもちまして、議案第4号、(仮称)フレッシュランド西多摩改修工事(建築工事)請負契約についての細部説明とさせていただきます。

○議長(佐藤弘治) 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、井上一也議員。

○2番(井上一也) 2番の井上でございます。2点、質問させていただければと思います。

契約の締結、契約をすると、工期が令和7年9月30日ということになっております。実際、このフレッシュランドが再営業を開始する、お風呂に入れるようになるのは、いつ頃を予定しているかということで、その1点について、まず確認をさせていただきます。

2点目でございます。工期の方は一応設定されておりますが、工事を実際やってみないとわからない

ですけど、工事をやっていくうちに、何かまた追加が発生するだとか、この部分の大きな手直しが必要だとか、そのようなことが発生する恐れはあるのでしょうか。ちょっと実際やってみないとわからないかとは思いますが、その当たりについて、お伺いできればと思います。

2点お願いします。

○議長（佐藤弘治） 伊藤フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長（伊藤義孝） まず1点目の再開の時期、リニューアルの時期につきましては、現在のところ、令和8年4月のリニューアルオープンを目指し、事業を進めております。

そして、2点目のこの工事の工期について、遅延の可能性があるのかといったようなご質問でしたが、今回、分離発注に変更するのに伴いまして、一括発注の時は工期を10か月と見ていたのですが、それを12か月に延長をさせていただいております。

これについては、やはり分離発注に伴う施工管理への影響を考慮したものでございまして、例えば、各専門業者の調整期間、引き継ぎ、そういったものに十分な時間を確保していきたいといったところと、2点目としては、高い施工品質を確保するために、各工程に対して十分な作業時間を設けること、そして3点目としては、分離発注による複雑性の増加に伴い、予期せぬトラブルや調整のための時間的余裕を持たせる、そういったことで工期を延長させていただいております。

これから工事が始まるわけですが、そういった工期の遅れ、また納期の遅れ、そういったところに注意を払いながら、私どもきちんと施工管理をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤弘治） ちょっと手直しとか、そういった工事の遅れはある。

穴澤設備管理担当主幹。

○設備管理担当主幹（穴澤和俊） 現在、現場を調査しながら、確認しておりますが、天井裏など、開けてみないとわからないところは確かにあるのが現状でございます。今の段階では、設計に対して、一応大きなところから、乖離はないことは確認しています。設備に関して調査はしているところでは、現在のところでは、そのような追加工事とかはありません。ですが、やはり開けてみてというところもあるので、その辺ちょっとどうなるかというのは、現在答えられる範囲では、明確に上がっていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（佐藤弘治） よろしいですか。

他にありませんか。よろしいですかね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） 以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入ります。討論の通告がありますので、討論に入ります。

2番、井上一也議員。

○2番（井上一也） 2番、井上一也でございます。

議案の第4号に当然のことながらなのですが、賛成の立場から討論をさせていただきます。

この（仮称）フレッシュランド西多摩改修工事（建築工事）の請負契約について、という議題が本日、ようやく上程されたこと、非常にうれしく感謝しております。

フレッシュランド西多摩は、西多摩衛生組合の余熱利用施設としまして、確か平成13年から営業を開始したと思っております。新型コロナウイルスの拡散防止対策が行われる前なのですけれど、年間、約

13万8,000人の皆様が利用していた施設でございます。地域にとっても愛されるような施設でございます。また、今回の改修に繋がるためには、温泉の掘削工事など、もう既にしているということで、そのような事業も行っております。

改修工事の予定のため、施設は令和5年の4月から利用できないような状況となっていました。今回の契約締結により、工事が順調に進めば、令和8年4月から利用が再開するというので、現在の今の質問でやらせていただきました。

当初の計画では、令和7年4月から利用再開ということだったのですが、確かに当初の計画から比べると利用再開は遅れてしまうということでしたが、人件費、物価の高騰などの影響もあり、契約までは進まなかったということは仕方がなかったものだと考えます。

今回は、令和5年の9月、令和6年5月に続く3回目の入札と、さらに協議、しかも工事全ての一括での契約ではなくて、分割した契約に変更したことで、多くの業者さんに契約のチャンスを与えることができたということは、大変素晴らしいことだと考えます。

ただ、職員の皆様にとって、地元への説明だとか、入札のための準備作業、そして設計の分割する作業など、とても多くの苦労があったことかと思えます。これ結構、心の疲れがあるというのか、私もちょっとやったことがあるのですが、設計の変更、とても大変なことで、その辺大変だったと思いますので、そのあたりは感謝したいと思えます。

職員皆様の「頑張り」により、高額な契約締結をすることなく、設計金額から大きく変わらない1,447万円の増加、この程度に抑えられたということは、非常に評価すべきところかと思えます。しかも、構成市町への負担額は、その分、抑えられているものでしょう。今回の契約を行うことで、工事に着工できる、そして早くに利用が再開されること、これは地域の願いでもあります。

最後に、工事に当たってですが、この近くには瑞穂町、羽村市、小学校、中学校があります。子供たちの安全等、十分に考えていただきまして、作業車、作業車両への安全対策、交通安全対策を実施していただきますようお願いをし、賛成討論としたいと思います。

以上で、討論の方を終わります。

○議長（佐藤弘治） 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） なければ、以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第4号「（仮称）フレッシュランド西多摩改修工事（建築工事）請負契約について」の件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（佐藤弘治） 次に、日程第6、議案第5号「（仮称）フレッシュランド西多摩改修工事（機械設備工事）請負契約について」の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま議題となりました、議案第5号、「（仮称）フレッシュランド西多摩改修工事（機械設備工事）請負契約について」、ご説明申し上げます。

本案は、当組合が作成した、今後の組合運営の方向性にに基づき、フレッシュランド西多摩改修事業の



一環として実施するもので、機械設備工事請負契約を締結しようとするものであります。

契約の目的は、(仮称)フレッシュランド西多摩改修工事(機械設備工事)。契約の方法は、指名競争入札。契約金額は、2億3,890万円。契約の相手方は、東京都立川市柴崎町2丁目25番地3号、八重洲工業株式会社、代表取締役社長、長谷川福夫。契約の期間は、令和6年10月1日から令和7年9月30日までとしております。

なお、議案第5号の細部につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長(佐藤弘治) 古谷財務課長。

○財務課長(古谷浩明) それでは、議案第5号、附属資料①の入札経過調書をご覧ください。

本契約につきましては、2の契約の方法を指名競争入札としています。

指名競争入札にした理由には、2回の入札の不成立により、工事の着工を早く実施したいこと。また、入札の情報を確実に指名業者へ伝えることができることによります。

7の開札結果表では、11者の業者が指名され、予定価格に対して落札比率は、99.5%でございました。

以上、議案第5号、附属資料①の入札経過調書までの説明とさせていただきます。

○管理者(橋本弘山) 穴澤設備管理担当主幹。

○設備管理担当主幹(穴澤和俊) 続きまして、議案第5号、附属資料②、1ページをご覧ください。

お手元の資料に基づき、工事概要について、ご説明いたします。

まず、項目1、工事件名は、(仮称)フレッシュランド西多摩改修工事(機械設備工事)でございます。

項目2の工期、及び項目3の工事場所につきましては、先ほどの議案第4号、建築工事の附属資料と同様でございます。

次の項目4からは、機械設備工事の工事概要となります。

(1)は、温浴施設の改修と、機械室棟増設に関わる設備機器の更新または新設で、まず、アからウの給水設備、排水設備、及び給湯設備については、老朽化した館内の給排水管及び給湯管を更新するものでございます。

次に、エ・蒸気設備については、蒸気式給湯設備を更新するもので、改修前と同様に、環境センターから送られるごみ焼却に伴う余熱を利用して、温浴施設内で利用する温泉や上水を沸かすための設備となります。

オ・衛生器具設備は、一部のトイレ等、洗面器具を、カ・換気設備は、天井扇や一部換気扇類を、それぞれ更新するものでございます。

次に、キ・冷暖房設備と、ク・自動制御設備は、館内の空調機を全面的に更新するもので、室内機、室外機、各種配管とともに制御盤等を入れ替え、快適な館内空間を整備しようとするものでございます。

そのほか、ケ・消火設備では、増築部の消火器の設置を、コ・油配管設備等では、油用配管の改修を行ってまいります。

次に、(2)温浴設備の改修でございます。

ア・ろ過循環設備は、循環する温泉水や沸かし湯を常に清潔にし、衛生的に保つための設備であり、既存の機械設備を一旦撤去し、新たに、ろ過装置や滅菌剤薬注器、ろ過用配管などを整備するものでございます。

イ・温泉設備は、天然温泉を導入するための設備で、温泉を貯めておく30立方メートルの温泉槽や、

増築する機械室内に、温泉用の昇温装置、薬注器、送水ポンプなど、機械設備を整備いたします。

次に、(3) 多目的施設(体育館)の改修でございます。

ア・冷暖房設備と、イ・自動制御設備は、体育館に空調機を新たに導入するもので、室内機、室外機、各種配管とともに制御盤等を設置いたします。

年間を通して快適なスポーツ環境を確保し、あわせて災害時に二次避難所としての機能強化を図るものでございます。

次に、(4) 外構設備の整備において、ア・給水設備と、イ・排水設備は、主に芝生広場、源泉の塔のまわりに新設する水飲み場に要する水栓や給排水管等を整備するもので、屋外広場利用者の利便性を確保してまいります。

次に、(5) 揚湯設備の整備でございます。

揚湯設備は、地下 450 メートル付近から温泉水を地上に汲み上げるための装置で、温泉井の中に水中ポンプ、揚湯管類を設置するほか、可燃性ガスを取り除くガスセパレーターや送湯管等を地上に整備し、湧出した温泉水を設備内の温泉タンクに送る役割を果たします。

以上が主な工事概要となりますが、次のページからは、機械設備の図面を添付させていただいております。

3 ページから 5 ページは、温浴施設と、新設する機械室棟にかかわる図面となります。

まず、3 ページは、給排水衛生設備の配管系統図で、温泉施設の屋内、既存機械室・新設機械室、及び受水槽まわりの給排水管、蒸気管、給湯管等を示しております。

次の 4 ページは、温浴施設の空調設備の系統図で、室内機・室外機、冷媒管等を、次の 5 ページは、自動制御装置の系統図で、温浴施設の空調機にかかる自動制御装置のほか、増築する機械室棟に設置する温泉昇温装置や、温泉揚湯設備に関連する制御盤を示しております。

次に、6 ページから 8 ページは、温浴設備にかかわる図面となります。

6 ページは、天然温泉を浴槽水として利用するための温泉系統設備の全体像で、その内訳として、7 ページは、温泉供給系統、内風呂系統、8 ページは、露天風呂系統をそれぞれ示しております。

次の 9 ページは、上水を浴槽水として利用するための上水系統設備の全体像で、その内訳として 10 ページに、掛け湯系統、水風呂系統、貸切風呂系統を示しております。

次の 11 ページは、増築する機械室棟に設置する、ろ過・温泉設備図でございます。

続く 12 ページは、多目的施設(体育館)に空調設備を導入する改修設計図、13 ページは、外構の給排水設備図、14 ページは、揚湯設備の概略図と機械リストとなっております。

これらの図面の内容につきましても、本年 1 月開催の組合議員全員協議会でご提示しました、(仮称)フレッシュランド西多摩改修事業(設計変更案)と変更はございません。

なお、議案第 5 号、附属資料③のとおり、関連工事として、別途、建築工事、電気設備工事及び外構工事の契約を予定しております。

以上をもちまして、議案第 5 号、(仮称)フレッシュランド西多摩改修工事(機械設備工事)請負契約についての細部説明とさせていただきます。

○議長(佐藤弘治) 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤弘治) 以上で、質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤弘治) 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第5号「(仮称)フレッシュランド西多摩改修工事(機械設備工事)請負契約について」の件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤弘治) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第1回西多摩衛生組合議会臨時会を閉会いたします。

なお、4時より、引き続き、議員全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

お疲れさまでした。

午後3時51分 閉会